

青森県児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要綱

(目的)

第1 産休等代替職員制度は、児童福祉施設等（公立及び中核市に所在する施設を除く。以下同じ。）の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、もって児童福祉施設等の職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、児童福祉施設等における児童等の処遇を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この取扱いにおいて、「児童福祉施設等の職員」とは、次の表の「施設種別」欄に掲げる施設に常勤の職員として勤務する同表の「職種」欄に掲げる職員のうち、児童福祉施設等の公定価格に算入されている等国庫負担金対象職員である者及び児童福祉施設等に勤務する職員（一週間の所定勤務時間が30時間以上である職員に限る。）をいい、「産休等職員」とは、児童福祉施設等の職員のうち、出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため31日以上療養を必要とする者で第3の1に掲げる休業期間中、就業規則若しくは労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額の支払いを受ける者をいい、「産休等代替職員」とは、産休等職員の職務を臨時に行い、かつ、一週間の所定勤務時間が30時間以上である者をいう。

施設種別	保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、救護施設、養護老人ホーム※、軽費老人ホーム※ ※ 特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く。
職種	保育士、保育教諭、看護師、准看護師（保育所、幼保連携型認定こども園、救護施設、養護老人ホーム及び軽費老人ホームA型に限る。）、支援員、指導員（児童指導員、職業指導員等）、生活相談員、セラピスト、介護職員、介助員、栄養士、調理員

(産休等代替職員の任用)

第3 児童福祉施設等の長（当該施設の職員の任命権を有する者をいう。以下同じ。）は産休等職員の職務を行わせるため、次に掲げる期間を任用の期間として知事の承認を受けて産休等代替職員を任用する。

(1) 児童福祉施設等の職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）

産休等職員の出産予定日の8週間前、多胎妊娠の場合は14週間前の日から（出産予定日を含めた8週間又は14週間）、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内においてその職員が休暇を継続する期間。

(2) 児童福祉施設等の職員が傷病のため31日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）

産休等職員が休暇を開始して、30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間。

2 児童福祉施設等の長が行う産休等代替職員の任用は、次に掲げる順序に従い行うものとする。

- (1) それぞれの職種ごとの所定の資格を有するもの
- (2) (1)に掲げる所定の資格を有する者が得られない場合においては、児童等の保護に従事したことがある者又は保育士試験の一部に合格した者等児童等の保護に熱意を有し、かつ心身ともに健全なものと知事が認定した者。

3 児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を任用する場合には、産休等代替職員任用承認申請書（第1号様式）に産休等職員及び産休等代替職員調書（第2号様式）、施設業務分担表（第3号様式）及び次に掲げる書類を添えて次に掲げる日までに当該児童福祉施設等の所在地の市町村長を経由して知事に提出するものとし、市町村長は保育士定数調書（第4号様式）又は保育教諭定数調書（第5号様式）及び必要な意見を付して知事に進達するものとする。

	添付書類	期限
産休の場合	(1) 出産予定証明書（原本） (2) 産休等職員の雇用契約書の写し (3) 産休等代替職員の資格証の写し 又は無資格者の場合は履歴書	任用しようとする日の前日
病休の場合	(1) 診断書（原本。原則として継続して診療を受けている医療機関の医師によるものとする。） (2) 就業規則又は労働契約の休暇及び休職に係る部分の写し (3) 産休等職員の雇用契約書の写し (4) 産休等代替職員の資格証の写し 又は無資格者の場合は履歴書	任用しようとする日の前日

4 知事は、任用を承認する場合には、産休等代替職員任用承認申請書を進達した市町村長を経由し、児童福祉施設等の長にその旨通知（第6号様式）するものとする。

なお、産休等期間が任用を開始した日の属する年度の翌年度にまたがる場合においても、引き続き本事業の対象とする。

5 産休等代替職員の任用の承認を受けた児童福祉施設等の長は、次に掲げる事項について承認通知書記載の内容に変更があったときは、下記により速やかに産休等代替職員任用変更申請書を、当該児童福祉施設等の所在地の市町村長を経由して知事に提出し、変更についての承認を受けなければならない。

- (1) 代替職員の変更

児童福祉施設等の長は、産休等代替職員の任用承認期間内において任用者を変更しようとする場合は、産休等代替職員任用変更承認申請書（第7号様式）に産休等職員及び産休等代替職員調書（第2号様式）、及び産休等代替職員の資格証の写し（無資格者の場合は履歴書）を添えて提出のこと。

(2) 任用期間の延長（病休の場合）

児童福祉施設等の長は、病休の延長により、代替職員の任用期間を延長する場合は産休等代替職員任用変更承認申請書（第7号様式）に医師の診断書を添えて提出のこと。

(3) 勤務時間及び勤務日数の変更

児童福祉施設等の長は、代替職員の勤務時間及び勤務日数に変更がある場合は、産休等代替職員任用変更承認申請書（第8号様式）を提出のこと。

(4) 賃金単価の変更

児童福祉施設等の長は、代替職員の賃金単価に変更がある場合は、産休等代替職員任用変更承認申請書（第8号様式）を提出のこと。

- 6 産休等代替職員の任用の承認を受けた児童福祉施設等の長は、産休等代替職員の任用承認期間中に、産休等職員との雇用関係がなくなった場合、産休等職員が就業した場合又は産休等代替職員との雇用関係が任用の変更によらないでなくなった場合には、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

(施行期日等)

第4 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 「産休等代替職員制度実施要綱」（昭和52年3月7日付け青児第903号青森県民生労働部長通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱の規定その他本要綱の改正前の規定による承認申請その他の行為は、改正後の要綱の相当規定による承認申請その他の行為とみなす。

＜改正経過＞	第1次改正	平成18年	9月14日	青こ第	879号
	第2次改正	平成19年	5月30日	青こ第	303号
	第3次改正	平成20年	5月26日	青こ第	287号
	第4次改正	平成22年	4月16日	青こ第	138号
	第5次改正	平成27年	5月8日	青こ第	228号
	第6次改正	平成29年	4月28日	青こ第	232号
	第7次改正	平成30年	6月19日	青こ第	579号
	第8次改正	令和元年	5月28日	青こ第	453号
	第9次改正	令和3年	10月25日	青こ第	1322号

(第1号様式)

産休等代替職員任用承認申請書						
産休等職員	(ふりがな) 氏名	年 月 日生 歳			職種	
	出産予定日 (病休開始日)	令和 年 月 日	病休の場合 の傷病名			
産休等代替職員	(ふりがな) 氏名	年 月 日生 歳			性別	
	任用する職種		資格取得年月日	年 月 日		
	任用予定期間	(ア) 産休の場合 出産予定日 (年 月 日) の 8 週間以前の日 (年 月 日) を起点日として、出産日の翌日から 8 週間を 経過する日までの期間 (イ) 病休の場合 病休開始後 日目 (年 月 日) から、病休開始 後 日目 (年 月 日) までの期間 (日間) ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなった とき又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期 間。				
	上記のとおり就職することを承諾します。 令和 年 月 日 氏名					
申請日の属する 月の初日の施設の 状況	定員	入所児(者) 計	0歳児	1・2歳 児	3歳児	4歳以上
	人	人	人	人	人	人
	職員	施設長	保育士等			
	現員		人	人	人	人
上記のとおり産休等代替職員を任用したいので、その承認を申請します。 令和 年 月 日 青森県知事 殿 施設住所 施設名 設置者住所 設置者名 代表者職氏名 電話番号						

* 添付書類

<産休> 出産予定証明書・産休等職員の雇用契約書の写し・代替職員の資格証の写し又は履歴書

<病休> 医師の診断書・就業規則等の写し・産休等職員の雇用契約書の写し・代替職員の資格証の写し
又は履歴書

(第2号様式)

産休等職員及び産休等代替職員調書

産休等職員 氏名		生年月日	年 月 日
現住所			
職種		直近の職務内容	
資格取得 年月日	年 月 日		
所定勤務時 間及び日数	所定勤務時間	時間/日	
	所定勤務日数	日/週	備考

産休等代替 職員氏名		生年月日	年 月 日
現住所			
職種		任用後の職務内容	
資格取得 年月日	年 月 日		
健康状況			
採用予定 勤務時間		採用予定 勤務日数	日/週
経験	有 ・ 無	自 年 月 日 至 年 月 日 施設名 職種	① 採用予定日額 円 費用の 支払方法 (・時給の場合 時給 円× 時間 ・月給の場合 月給 円÷ 日) ② 支払方法 ・給料日払い ・月末払い
		無資格者 採用の場合 の理由	
備考			

- (注) 1 勤務時間について、少数点第2位以下切り捨てとし、早番・遅番等で所定勤務時間が異なる場合は、それぞれの所定勤務時間を記載すること。
2 勤務日数について、休日が土曜・日曜・祝日の場合や、概ね週に2回の休日を設けている場合は、「5日/週」と記載すること。
3 ①採用予定日額について、採用予定勤務時間が複数ある場合で、それぞれで日額が異なる場合、各採用予定勤務時間との対応関係がわかるように、それぞれの日額を記載すること。

(第4号様式)

保育士定数調書

保育所名 _____

区分	保育士定数		備考
0歳児 人	× 1 / 3 =		小数点第2位切り捨て、小数点第1位で記入
1～2歳児 人	× 1 / 6 =		
3歳児 人	× 1 / 20 =		
4歳以上児 人	× 1 / 30 =		
合計 人	小計	人	
定員 人	その他	人	90人以下の場合1人
主任保育士専任加算	有・無	人	有の場合1人
保育標準時間認定子どもの受入れ	有・無	人	受け入れている場合1人
合計①	人…①		小数点第1位四捨五入
現員数（延長保育を含む保育業務に従事している実際の保育士数）②	常勤職員数 人		1 0歳児4人以上の場合、保健師、看護師又は 准看護師を1人に限り保育士1人を算定可 2 非常勤保育士は、小数点第1位まで計算した 常勤換算後の人数を非常勤職員数と算定 3 地域子育て支援拠点事業と通常保育業務を兼 務している保育士は、通常保育に携わっている時 間を常勤換算して非常勤職員数と算定可（この場 合、常勤職員であっても、常勤職員数には含めな い） *2及び3の合計を小数点第1位まで記入
	常勤換算後の 非常勤職員数 人		
	計 人…②		

上記の他、下記の事業を実施している場合は、事業に応じた人員を配置

地域子育て支援拠点事業 (一般型)	実施・未実施	配置数…③ 兼任 人 専任 人	保育士以外可 実施の場合、2人以上 *専任の場合は、上記 の現員数に含めないこ と。
地域子育て支援拠点事業 (連携型・小規模型)	実施・未実施	配置数…③ 兼任 人 専任 人	保育士以外可 実施の場合、1人以上 *専任の場合は、上記 の現員数に含めないこ と。

※保育士定数を満たしているか

①+③ (必要数以上) ②+③

_____ 人 < _____ 人 適・否 _____

*申請月の初日現在の子ども数及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況を記載し、保育士定数と現員を比較のうえ、職員が適正に配置されているか確認のこと。その結果、不足がある場合は速やかに充足するよう指導し、今後の充足予定について記載のうえ進達のこと。

(第5号様式)

保育教諭定数調書

幼保連携型認定こども園名 _____

区分	保育教諭定数		備考
0歳児 人	× 1 / 3 =		小数点第2位切り捨て、小数点第1位で記入
1～2歳児 人	× 1 / 6 =		
3歳児 人	× 1 / 20 =		
4歳以上児 人	× 1 / 30 =		
合計 人	小計	人	
定員 人	その他	人	90人以下の場合1人加算
主幹保育教諭の専任化	有・無	人	有の場合2人又は1人
保育標準時間認定子どもの受入れ	有・無	人	受け入れている場合1人
合計①	人…①		小数点第1位四捨五入
現員数（延長保育を含む教育・保育業務に従事している実際の保育教諭数）②	常勤職員数 人		1 0歳児4人以上の場合、保健師又は看護師を1人に限り保育教諭1人を算定可 2 非常勤保育教諭は、小数点第1位まで計算した常勤換算後の人数を非常勤職員数に算定 3 地域子育て支援拠点事業と通常保育業務を兼務している保育教諭は、通常教育・保育に携わっている時間を常勤換算して非常勤職員数に算定可（この場合、常勤職員であっても、常勤職員数には含まない） *2及び3の合計を小数点第1位まで記入
	常勤換算後の非常勤職員数 人		
	計 人…②		

上記の他、下記の事業を実施している場合は、事業に応じた人員を配置

地域子育て支援拠点事業（一般型）	実施・未実施	配置数…③ 兼任 人 専任 人	保育教諭以外可 実施の場合、2人以上 *専任の場合は、上記の現員数に含めないこと。
地域子育て支援拠点事業（連携型・小規模型）	実施・未実施	配置数…③ 兼任 人 専任 人	保育教諭以外可 実施の場合、1人以上 *専任の場合は、上記の現員数に含めないこと。

※保育教諭定数を満たしているか

①+③（必要数以上） ②+③

_____ 人 < _____ 人 適・否 _____

*申請月の初日現在の子ども数及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況を記載し、保育教諭定数と現員を比較のうえ、職員が適正に配置されているか確認のこと。その結果、不足がある場合は速やかに充足するよう指導し、今後の充足予定について記載のうえ進達のこと。

(第6号様式)

青こ(産)第 号

産休等代替職員任用(変更)承認通知書

氏名

職種

任用予定期間

採用勤務時間及び日数

勤務時間
勤務日数

時間/日
日/週

採用賃金

日給

円

摘要

令和 年 月 日付で(変更)承認申請のありました産休等代替職員を任用することについては、上記のとおり決定しましたから通知します。

令和 年 月 日

青森県知事 三村申吾

殿

経由市町村

(第7号様式)

産休等代替職員任用変更承認申請書						
産休等職員	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生 歳		職種		
	出産予定日 (病休開始日)	令和 年 月 日	病休の場合 の傷病名			
産休等代替職員	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生 歳		性別		
	任用する職種		資格取得年月日	年 月 日		
	任用予定期間	(ア) 産休の場合 年 月 日から産後8週間を経過するまでの期間 年 月 日から 年 月 日まで (ロ) 病休の場合 年 月 日から病休開始後 (年 月 日) までの期間 (日間) 年 月 日から 年 月 日まで ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなった とき又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期 間。				
	上記のとおり就職することを承諾します。 令和 年 月 日 氏 名					
申請日の属する 月の初日の施設の 状況	定員	入所児(者) 計	0歳児	1・2歳 児	3歳児	4歳以上
	人	人	人	人	人	人
	職員	施設長	保育士			
	現員	人	人	人	人	人
上記のとおり産休等代替職員の任用を変更したいので、その承認を申請します。 令和 年 月 日						
青森県知事	殿	施設住所 施設名 設置者住所 設置者名 代表者職氏名 電話番号				

(第8号様式)

産休等代替職員任用変更承認申請書				
産休等職員氏名	年 月 日生			
産休等代替職員氏名	年 月 日生			
職 種				
採用予定勤務時間及び日数	旧勤務時間 新勤務時間	時間/日 時間/日	旧勤務日数 新勤務日数	日/週 日/週
採用予定賃金	旧日額単価 新日額単価	円 円		
期 間	年 月 日を起点日として産後8週間を経過する日まで 年 月 日から 年 月 日まで			
上記のとおり雇用契約を変更しました。 令和 年 月 日 産休等代替職員氏名 施 設 名 設 置 者 名 代表者職氏名				
上記のとおり産休等代替職員の任用（勤務時間・勤務日数・賃金）を変更したいので、その承認の申請をします。 令和 年 月 日 青森県知事 殿 施 設 住 所 施 設 名 設置者住所 設置者名 代表者職氏名 電 話 番 号				